４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

(5)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(ロ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(ハ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［(2)・(3)　同左］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5)　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項又は令和２年旧政令第９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(6)　同左］